

公 募 公 告

下記のとおり、公募に付する。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 飲料水等自動販売機の設置業務
- (2) 設 置 場 所 東海財務局榑木分庁舎（名古屋市東区榑木町3丁目78 東海財務局榑木分庁舎1階ホール内）
- (3) 設 置 台 数 上記(2)の設置場所に1台以上（設置箇所に応じた台数を上限とする）
- (4) 募集業者数 1事業者
- (5) 設 置 期 間 令和9年1月1日から5年間
(使用許可期間) ただし、必要に応じて1度に限り5年を超えない期間で更新することができる。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 飲料水等自動販売機の設置及びオペレーションの事業実績があること。
- (6) 社員教育及び環境衛生管理が整備されていること。
- (7) 下記3で行う公募説明会に参加した者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものではないこと。
- (13) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(13)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3. 公募説明会

(1)開催日時及び開催場所

	日 時	場 所
東海財務局	令和8年10月8日（木）10時00分から	名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 東海財務局 1階 南会議室(中)

(2)内 容

- ・自動販売機の設置施設の概要説明
- ・申請書等に関する説明

(3)そ の 他

- ・説明会への出席者は1事業者2名以内とする。
※ 説明会参加希望者は、令和8年9月18日（金）17時00分までに、会社名、所在地、電話番号、出席者名を記載の上、問合せ先まで郵送で連絡を行うこと（様式は任意）。

4. 申請書等の受付

	受付期間・時間	受付場所
東海財務局	令和8年10月9日（金）から同月23日（金）まで ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで	名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 東海財務局 総務部 会計課厚生係

5. 問合せ先

東海財務局 総務部 会計課 厚生係（担当：平田）共済係（担当：橋戸）
電話：052-951-1812

以上公告する。

令和8年9月4日

東海財務局長 吉田 昭彦